附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、「災害等廃棄物処理事業費地方負担金債権」を「原子力損害賠償負担金債権」に改める部分は原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）の施行の日から、「少年院等補導作業費債権」を「少年院等職業指導及び職業補導作業費債権」に改める部分は少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

○財務省令第十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令（平成十三年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを削り、第四条を第七条とする。

第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）」を「通則法」に、「の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項」を「に規定する主務省令で定める事項」に改め、同条第一号中「独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号。以下「研究所法」という。）」を「研究所法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定による処分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条　研究所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、研究所の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　研究所に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号。以下「研究所法」という。）の規定に基づき財務大臣に提出する書類とする。

第十七条を第二十二条とし、第十六条を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第二十条　研究所に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として財務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として財務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十一条　研究所に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして財務大臣が定めるものとする。

第十四条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第十二条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十四条　研究所に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究所に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数